

泰西國法論

特39

68

甲
四
四
本

東京圖書館	
函三一	門新
架四	部一一
號一八八四	類

明治八年十一月

泰西國法論

文部省

凡例

往年余恭々

大命を奉_レ和蘭_ニ遊_ビ西周助と偕_ニ法學を_モ深_ク行_ハル_ルの大學
博士_シモンヒセリ_シ先生_ニ受_ケテ先生_ノ口授_ニ從_ヒ蘭語
の_ニ德_ニ筆記_シ者_ノ外_ニ其_ノ詳_ニ悉_クを_モ西_氏の_ニ譯_スる_ル所_ニ性
法_ノ口_ノ訣_ノの_ニ凡_ノ例_ニを_モ讓_リテ其_ノ書_ハ即_チ其_ノ第_ニ三_ノ種_ニを_モ以_テ今_ニ余_ガ謹
で_モ譯_スる_ル所_ニあり_シ或_レ譯_スる_ル字_ノの_ニ不_レ當_レ文_ノ意_ノの_ニ不_レ通_レを_モ免_スル_ルに_モ伏
して_モ大_ニ方_ニ是_レ正_ニを_モ云_フ

西洋の法學別_ニを_モ數_ニ計_シと_モ成_リ初_ニ學_ニ或_レを_モ望_ニ洋_ノの_ニ款_ニを_モ免_スル_ル
を_モ余_ガ嘗_テ泰_西法_學要_領を_モ撰_シ今_ニ又_モ其_ノ要_ニを_モ撮_ル事_ノ左_ノの_ニ如_シ



凡例

本年余恭

大命を奉_レト和蘭_ニ遊_ビ西周助と偕_ニ法學を_レ深_ク訂_スの大學

博士シモン・ヒッセルグ先生_ニ受_ケリ先生の口授_ニ從_ヒ蘭語

の儘筆記せ_テ者五種_{ナリ}其詳あるを西氏の譯も_レ所性

法口訣の凡例_ニ讓_ル此書ハ即其第三種_ニして今余が謹

で譯_スる所あり或_レ譯字の不當文意の不通を免_ムべ_ク伏

して大方は是正を乞_フ

西洋の法學別_ニと_シ數科と成_ル初學或_レ望_ミ洋の歎を免_レれ

を余嘗_テ泰西法學要領を撰_ヒ今又其要を撮_ル事左_ノ如

明治九年圖書寮奉_レ付

泰西國法論

凡例

法學を法律の學として西洋列國の大學校に於て生徒大半此學を從事を彼國大學の學科之を大別して五つに就裡法學の庶生最多一余が曾て遊び來下の大學校昨千八百六十五年の庶生層を閲せられたる統計庶生五百十二人の内法學庶生二百八十三人千八百五十六年維也納大學の生徒二千六百十四人の内法學生九百十二人ゝ居る他の大書院生徒の比例大抵是と大同小異あり是其故彼國に於て法院の諸官を論ずる迄も無く内外諸有司大槩此學の及第學士より拔擢せらるゝに因るあり

西洋の諸學其本希臘より出づ然と雖も希臘の時漢土周の代當よ唯受學の一科なりて餘の諸學を包羅せし事恰漢

土本邦目今の狀に似たり羅馬の時漢代法科漸く別きて特又一科を為す勢あり故に方今の法學羅馬を以て祖と云

我邦中古明法の學あり方今泰西法學の一端耳

羅馬の法學も東帝ガイウス・ユリウス・セザール第一西洋紀元五百年許の人當チリボニアニス等有名の法學士をして羅馬古來の法

律及批文の法と為す可き者を彙集せしめしに因て始めて書を成しより世に之をパンデキテンと云ふ其後イニス

チチニオ子スノヘルレン等の書嗣出一合して一大部書と成し名けてコルプスユリスヒリスといふと云ふ

法學法朗西語に之をシュリスブルダンス又レエンシダントロワといひ英吉利人之をダリスブルヂンシ又サイン

シ、オフ、ゼ、ラウ、或も單よラウと稱し獨逸よレグツクスセ
 ンキフト、或もレグツゲレールサムカイトと云ひ和蘭
 よレグツゲレールドヘイドと云ふ英のラウを法の義ふ
 りざり即佛のシリ及ドロワ獨蘭のレグトを詞訟俗よ所
 謂公事の義してシエンタスセンキフトゲレールドヘイド
 等も學の義あり故よ唯英語のみ法學と翻す可く他を詞
 訟の學公事と譯も可いドロワ、シリ、ざり皆詞訟の義あり
 其本来曲直の直の義よ其淵源を拉丁のユスありユス
 の本義即直あり蓋詞訟を理直を以て勝ち曲を以て敗る
 れもあり漢人法官を稱して司直といふも此義あり邦語
 の公事も私曲無き義ありべし英よライトてふ語あり全

く同義して用法も略同トれ共學科の名よをラウ法て
 ふ語を用ひてライト直てふ語を用ひず漢土の語法英の
 例よ似より故よ今此學の總名を譯して法學と云ふ邦語
 も公事學と譯も可い
 右の如くドロワライトレグトを本来正直の義して正大
 直方自立自主の理を伸る意を合む然れ共諸國慣習の用
 例其義一ありば大略を撮むよ左の如し

其一 義の對よして權と譯も可い譬を券主を償ふ
 べき義あり債主を之を責る權あり如し法
 學中此意よ用る所尤多し故よ法學又之を權
 學と譯も可い

其二 分と譯す可し人各分り父死して子嗣くを子の分あり賣買を商の分耕種を農の分よして他人之を争ふ可らざるが如し

其三 正直の本義よして律法と相對す蓋律法宜しく正しうる可し然れ共時りて狂する事はれざるあり

其四 國例と譯す可し譬を羅馬國例法朗西國例と謂ふが如し此を羅馬國法朗西國と通行せる權と分あり

其五 每事一定の條例あり此條例を總括しうる者を謂ふ譬を家法又後見の權の如し彼土よてを同義ふ

れ共我邦よても一を法と
翻し一ハ權と譯すべし

其六 學者理を考へ道を講す其議論世法といふ可し此時を又之を義と譯す可し

其七 直よ之を法學と譯す可し

其八 司法院等聽訟驗治の所を指す

其九 理非曲直を判する語を指す

其十 或を此語を假りて非を枉て理と為す至強の權の如し

法論を惟人間と通行する耳彼國は昔時禽獸亦其權ありといへる説あり松は大夫の位を與へ鷲は五位を授る者と同日の論して大なる謬あり但世は漫る禽獸を殺を禁

けりて專人の為よりて誼諱争鬪を防く為あり又古昔彼
 土の人奴けり生殺與奪の權皆其主人に在りて人奴を毫
 釐も權を有せば禽獸草木と等しく惟主人所有の一物耳
 是大に天理人道を背けり後世人文大に闡けりと皆律法
 上と同權を得るに至り人奴遠く縦を絶しけり但黒奴を
 天の罪人として尋常の人類と非せんと云ふ彼國古來の陋
 見と利欲とを惑ひて近時まで存しけり英吉利人魁とし
 て之を廢し晚近米利堅の奴亂平定して黒奴始て人間と
 蘇生せざるを得し然るに我邦士人無禮を咎め人を殺
 す權けり至強の權に非理の理り思ふ可き事あり
 法論の本意は人々を以て其自立自主の權を保しけり

又在り彼國は昔時一切の人權を奪ひて生ずるも死人も
 同一の刑けりしれども今を廢しけり是法學の一層
 高き加へし一証あり

法學人道と異あり人道を仁義禮讓を説き法學を惟事の
 曲直理の當否を論き

法學は三種の別けり第一天創草昧の土地は惟先例の
 慣習法ある耳凡百の事之を以て裁断し第二聖賢法律を
 制定して明は天下は揭示を國家民人の權義名分皆法律
 照して之を知り可し第三學者律法の善惡を論し法學
 の論を定む之を學者の法論と云ふ蓋國家他日は由て
 以て法律を改革せしむ

先例慣習法を未以て書を成さば聖賢の制法に至り始めて之を書き筆も故より不文律法成文律法の別あり
法學別して數科あり今之を區別する方法二あり其一之を體用の二類より別つ

體

用

列國公法

通信禮式

國法

有司法論

刑法

治罪法

私法

詞訟法

私法又三種より別つ甲平民私法乙商法丙列國平民私法

其二之を三大種より別つ

第一 列國公法

第二 國法

第三 民法

列國公法又細別して三あり一曰く列國公法理論曰く列國通用公法曰く通信禮式

國法又細別して五あり一曰く國法理論曰く通用國法曰く刑法曰く治罪法曰く有司法論

私法又細別して五あり一曰く民法曰く商法曰く列國庶民私法曰く詞訟法

慶應二年丙寅九月

津田真一郎真道謹識

泰西國法論

緒言

國法論を之を四段に別て説く可し

- 第一 國法論の總旨
- 第二 國家并其國住民雙方の權義
- 第三 諸種の政體
- 第四 現今定律國法の大旨

泰西國法論目錄

凡例

緒言

第一卷

國法論の總旨

第一篇

國法論の釋義并に其界限

第二篇

國の主權

第三篇

制法

第四篇

政令并の理財

第五篇

司法

第六篇

刑法并の治罪法

第二卷

國家并の其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論より立つる本國住民の區別

第二篇

國民外國人

第二篇

自主民不自主民

第四篇

國民品種の區別

第五篇

國民品位の區別

第六篇

國家よ對して住民有する所の通權

第七篇

國民の公權又名都士權

第八篇

國家に對して住民の務むべき義

第三卷

各種の政體

第一篇

政體總論

第二篇

多頭政治

第三篇

平民政治
一名
主の國

第四篇

豪族政治

第五篇

一頭政治

第六篇

藉土の制

第七篇

盟邦及合邦

第八篇

國內の區分

第四卷

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第二篇

根本律法 即國制又稱朝綱

第三篇

國家及其國の住民彼此權義の定規

第四篇

國制即建國の法制

第五篇

定律國內均勢の制

第六篇

政令理財を良善ありしむ。保証

第七篇

政府の報告

第八篇

宰相の任責

第九篇

國家の財政を善ありしむ。保証

泰西國法論卷一

國法論の總旨

國法論の釋義并其界限

第一章 國法論を國家國民雙方の權と義とを彙集して論ず國家を幹あり國民の支あり幹支相維持して國以て立つ互に權有り義あり辨せむを有る可らん

第二章 茲に許多の人一箇の境域中に住し其公益を長し衆利を増え為し共に一主長を戴き其權威を服従せし者有り之を稱して國と云ふ而して主長を定立の條例を

津田真一郎真道謹譯

從ひ闔國民の全力を使用する權柄を操る

第三章 故に國を人間公會の尤大にして其體裁全備せる者と知る可し

第四章 國の尋常公會と異なる所在の六件は在り此を國を成むに欠く可らざる者あり

第一 民種 此を許多の人其出自言語風俗議論所用必需の同一きは因て合して一種の民とふれざるを云ふ

第二 土地 此を即所謂國あり但其境界は天造と人作の別あり

第三 立國の本意 此を闔國全民の大利益を主と

して他瑣細の節目は渉らば

第四 永續無窮 年限無きあり

第五 自立自治の權全して缺む 鄰國より抑制せらるる事なく高く凡百小公會の上は駕を

第六 主權即君權 一切國人此權は服從して臣民と稱む

第五章 立國の本意を散亂しする民力を統合し其條理を正し政令を理め國益民福を増加するは在り若夫人民唯天然同居して國を成ざれば民力支分して統一せず且屢相鬪殺す

第六章 此本意を達する為に國家の宜しく注意を可き

條件左の如し

第一 其保存を虞る可き事

第二 外寇を禦き内變を制し人民の權利平安を保護を可き事

第三 國民同居の際禮序正しうる可き事

第四 國內諸民其力を用ふる事互に同しうべし雖必竟相濟け相養ひ通國の福履を増長するに由りて其本意を達せしむ可き事

第七章 立國の原由ハ其本意中ハ明白あり若夫國を成ざれば人民相濟養むる道無し故に其原ハ人間必要あり

て須臾も欠く可らざるに在り

第八章 世は或は成國の淵源を直に上古天神の口勅に託し或は一時國人會議し一種の和約章程を定め始めて國を立し等の説は皆妄あり

第九章 然れ共古今各國の史傳を歴覽せれば成國の緣由多般あり其要を撮む左の如し

第一 或は一箇の家族より世を追て蕃行して一民種を成し其宗氏世々大權を握り終に國を成し或は人より外國より家を移し來り後其族漸く繁植し其首長世々威權を執り遂に國を成す

第二 人より天資英雄智勇萬人より卓越し能く兆民を以て其恩徳を心服せしめ或は其威を屈服せしめく國を成を斯る時を成國の本一人の心は在り

第三 聖人法を制し或は皇天上帝の命を託し或は天神の定むる所ありと稱し民の信を取る是成國の本聖人の制法は在り

第四 許多の豪族會議して約を結ひ國人明之を許し或は黙して之を許し以て國を成を是成國の本盟約は在り

第十章 國法列國公法と異あり混む可らば列國公法を

自立の諸國交際之証を定む國外の事あり國法を國內律法の可否政令の善惡等を論じ國內の事あり

第十一章 國法亦民法と異あり民法又私法と稱を民人日用往來の私權私義を論じ民の私事あり國法を國家國民雙方の公權公義を論じ國の公事あり故に國法又國內公法と稱を

第十二章 國法の關涉する所左の如し

- 第一 制法
- 第二 治道
- 第三 政令
- 第四 理財 國家を一箇自立の大公會として其立

國の本意を達する為に許多の費用必需あり
此國用を治る政即理財あり

第十三章 制法とハ國の制度經濟の大典と國家國民雙方の諸權諸義并に諸人日用往來の際一切諸權諸義の法規を定て律法と為るを云ふ

第十四章 治道とハ國中諸人權利平安を保ち國內禮序正しく民利增長も為る國家の周く心を用ふるを云ふ
但民利を國家の宜しく關知を可きと關知を可らざるとの分界あり此分界を犯す可らざらん

第十五章 政令と帝制法の條例を實事と施すのみよ止らば總て政府萬機の出入内外國事の執行を云ふ

第十六章 理財と國家財用の經理とハ國家私有の土地品物歳入歳出國債等の管轄を云ふ

第十七章 方今文明の諸國に於ては刑法を國法論内の一分として之を論ぶ

第二篇

國の主權

第一章 茲は本國を代り本國の名を稱し其臣民及他邦列國を對して事を行ふ權位なるべし蓋此權位無れば國其國を成し難し此權位首として國の保存を虞り國家國民の權利平安を保護し禮序を正し兆民の力を糾合し且之を輔翼す

第二章 上章の權位を汎稱して政府又主長或は首長と云ふ

第三章 右の汎稱を大小廣狹を拘らば總て之を兼用す可し即闔國の大權位并に國內州郡都邑の小權位をも通

稱も可し

第四章 通國の大権位を他一切小権位の本原あるを以て一箇の特稱を設けて之を別ち之を稱し主権と云ひ此主権を操る人を君主と云ふ

第五章 主権の由來を就て先哲の議論を分縷析す

第六章 或人をして天法と稱し天神所定の法とし國の君らり臣あるは即天意ありと謂ふ

第七章 又或人を主権の根源を尋常の人法を以て之を解し其説は人の一度得たる主権を其人并其相續子孫の身より止りて世々遷らざると謂ふ 父祖相傳 正統の業

第八章 又一説を主権の根本を家々天然の法則と同一

ともしたり其説は曰く一家の父を其家の嚴君とし一切家族須らく服従す可し而して嚴君之を責む權 嚴君の權 有つ

第九章 又更に一説たり主権の本原を誓約と出づといふ曰く昔時嘗て國人會議して國を立一人を奉りて君主とし百事其命に従ふ可しと明し盟約を成し或は然らざるも暗し此意を致せりと云へり 合同誓約又 臣服盟約

第十章 更し又他の説は曰く本來主権を民に在りて永遠他人に譲る可らば然し共國民其便宜に因り暫く其主権を民中の一人或は數人に假し之を行ふは是其意主権を國の公益に供せんが爲あり

第十一章 右主權由來の説一様ありきりしは同トク主
權本來何人ニ屬す可しやと云へる論亦一定せざりき
第十二章 或は曰く主權本來闔國總民の手ニ止りて他
人絶て之を望む可らば國民亦之を他人ニ讓る可らば惟
國人一人或は數人を其中より選舉し主權を託し之を
行しむる耳然れど此主權を操る人ハ民命を奉むる者ニ
し君命を奉し四方ニ使を命ずる者ト其義一あり

第十三章 又一説ニ主權本來總國民ニ屬せりと雖一旦
國民國の爲ニ之を有徳の君子ニ讓り此時國民一同ニ
誓約を呈し其人を奉トく君主トし萬民皆其臣僕ト爲と
りと云へり

第十四章 天法父祖相傳正統の業并ニ嚴君の説互ニ同
トウらばと雖主權本來其人ニ屬し平民ニ毫釐も闕涉
せざ又之を行ふ權無しと云へるに至りてハ僉同ト

第十五章 簡しき盡し尤理ニ合へる説ニ國の主權即
君權ニ成國の道理と同一しき分別す可らばと云へる
説あり故ニ主權の原由亦必要しき須臾も欠く可らさ
るニ在り

第十六章 然らば其必要しき欠く可らざる主權奈何
ある人奈何ある定則ニ從ひ如何し之を操り如何して
之を行ふやと問む時ニ於て之ニ答ふる語ニ其國人文開
闡の度民智明發の叙ニ從ひ又風俗議論の同しきハ衣

食必需の異なるに因て一様あらざると知る可し

第十七章 見よ主權を領し之を行ふ状態各國政體の同
トウララざるに從て異同あり而して政體を國初の舊慣に
仍り或も中世に之を變ざる事を得可し

第十八章 闔國總民皆其國主權の臣僕あらむ其命令を
奉順して恭敬ある可し是即總民の為あり

第十九章 主權の作用別て三向とある

- 第一 政治の大典及國家品序の總律法を制す(制法)
- 第二 右の大典律法を頒布し内外國事を總て障ふ
く執行す(政令理財)
- 第三 國內の品序を正し人の權利を保護す(司法)

治道

第二十章 右主權作用の三向に從て國權を別て三權と
し之を制法行法司法の三權と云ふ每權作用の分界判然
とし之を紊らざる可らば各其特別の條規ありし可し
益得斯路律
例精義十一
卷六
篇

第二十一章 右の區別に從む

- 第一 制法の權を律法を制定す
 - 第二 行法の權を律法を施行す
 - 第三 司法の權を律法に從ひ權利を保護す
- 第二十二章 右の三權各其本を異し一待立して相關涉
せざると云ふ説はとど當らば

第二十三章 本來三權惟一君主より出づ但其向方の異なるを因て其作用同トシテ異なる耳

第二十四章 君主一人の職務實は極て浩大あり故に業を分て之を掌しりざるを得ざるを益業を分て事を行ふを天下の通法あり

第二十五章 國制政治共は品序正しく條理紊れざるを緊要とし是を以て制法政令司法の三體屹然として特立し互に其領分を侵ざるを要す

第二十六章 右一主權の三作用互は均勢の狀を為し彼此相控制し其偏重を防く此を是國の平安を護り且豫以て暴君の虐政を防く至良法あり

第二十七章 三權乃至數權各互は分裂特立すと云へる説を唯一主權の論は悖り取用をばざらんば若夫數權分立の説實は行つ時を國終は分崩離析せむ耳

第二十八章 左の三則掲て法と可し

第一 國內唯一權あり其作用別とて三とある制法政令司法是あり

第二 制法政令の二體を恒は互は和熟し其力を戮むべし

第三 司法を右の二體と屹然として別と自立して他顧せざらん只管律例は準據し其裁斷を為し可し

第三篇

制法

第一章 法律を制定する事を大主権作用の其一として其本君主より出づ

第二章 法律を制定する方法を立國の制度は因て同くは其故を大主権の所在又法律を頒布する方法其國の制度は因て互に異あるはあり

第三章 國家の大権國民に歸する國は於てを或は兆民會議して法律を制定し或は國中より推舉する所の人民に代て之を論制と

第四章 一人天下の大権を操る國は於てを一人の獨斷

を以て法律を制定す然れども朝令暮改其言の恒無きは
律法と為を可らば○一人所定の條規獨其國の臣民を羈
約する耳ありども國君及び嗣君の身を束縛して世々衰ざ
る可し但明く天下の號令して之を廢し或は新條規を制
して舊條規を代るを別論あり

第五章 元來所定の律法を淺智の羣民一時誼罵の論よ
動搖せざん又一人愛憎の私の爲に攪亂せざん確然不拔あり
可し是文明諸國の實よ永く之を求る所あり

第六章 茲よ之を求て之を得る良法あり曰く有智有
力の數君子をして律法を助け制せしむるあり然る時を
君主此數君子の議を採り獻替を聽き或は其許諾を請ふ

第七章 國內の州なり邑あり恰一小國の如く其首長相
當の威權に従て制定する條規を其區域内に於て律法
として行ふ可し

第八章 律法其載る所の條規に従ひ之を別て二種あり

甲 定則
乙 令禁

第九章 甲を惟當行人事の規矩準繩を揭示する耳強て
人をして之を遵奉せしむる事能ふは

第十章 此の如き律法を唯掲て以て庶民日用往來凡百
事件當行の規矩準繩とす而已あり故に若夫二人相談
し互に納得の上其條規を背く事を自由自在あり但由て

以て他人の患害を起す如き事を禁令より明示して行ふ可
らざらざる耳

第十一章 令禁を一切國人皆之を遵行せしむ若之を犯
せし者に刑罰其身より加ふる

第十二章 律法の關係する所は從て亦之を別て二類と
す

第一 國法

第二 民法

第十三章 國家の制度通國の經理財用の理正并に國家
國民雙方の權義を定む等の諸條規を括して國法と云ふ
第十四章 其目を舉ぐれば左の如し

第一 根本律法即所謂朝綱又國憲よりして國家經綸
の基礎あり

第二 經綸律法 此を國家緊要事務の條規よりして
猶人身の脈絡諸機あるが如し

第三 刑法及び治罪法

第四 税法

第五 雜法 時勢景況に準じて國家特異心を留む
可き要件種々あり其條例を定むるを云ふ

第十五章 民法を國人往來交會の際に生ずる所日用凡
百の事と關涉する諸權諸義を脩理して平人を以て法則
を取らしむる者あり

第十六章 民法の關涉する所左の如し

第一 人權 衆庶同生彼此相對し互に其權あり之を人權と云ふ

第二 物權 人各物あり之を有し須らく其權あり可し之を物權と云ふ

第三 約束 得心の議定并人の行事と景況に因て律法上定て違背を可らすと云ふ事を云ふ

第四 各人其人權物權を防護し又約束の遵行を責む方法之を詞訟法と云ふ

第十七章 方今文明の諸國に於てを大抵右に舉ぐる民

法四綱の細條目を網羅し悉く一大全備の律法書と成し之を明示し

第十八章 律法を國人に能く遵奉せしむむとせむ須らく頒告の禮式を行ひ國人よ之を周知せしむ可し

第十九章 此頒告の後も一切國人悉皆律法を熟知す可し縱令否ざるも定て之を熟知せしむ故に人律法を解せず律法に闇きを以て辭を作り法を犯し法に違て其罰を免れむと云ふ事能ざるあり

第二十章 律法を頒告の後惟將來に通行する耳絶て既往を追ふかを有せず

第二十一章 律法に其時を限らざり又限らざるあり若

其時を限らざる者も永久窮りあらず通行と知り可し但
制法の位権を具備せる人明らば既令して之を廢し或は別
の新律法を制し其旨古律法と矛盾する時古律法の期
限盡しりと知り可し

第二十二章 民法の中制定頒告の明法成文と慣習の先
律法と慣習の先
例不文と并行する國あり然らざる國あり

第二十三章 慣習の先例成文の律法と一例を行はざる
由縁を國民の議論多年暗に一致して異論無く或は事
り多年同例を以て處置し來り慣習の先例と成るは在り
就中大司法院の批文尤其關防と為り遂に確然拔く可ら
ざるに至る

第二十四章 民法論を彙集して一部の民法律書を設け
る諸國は於ては所謂慣習の先例永く律法の威徳を失て
法士の取ざる所なり但律法書中殊更に明指して採用せ
る條例を格別あり

第二十五章 州邑等國內一區域中の律法を悉皆總國の
律法に根據して毫釐も相矛盾する所無る可し

第四篇

政令并理財

第一章 政令理財を萬機一途と出て命令能く行はるるを以て緊要とん故に政令理財を本来唯一人或は僅く數人にと終總之を總攝を可し

第二章 民主の説盛に行はるる國に於ても政令と理財を特し一首領或は一議政府の司る所とするを專上章の理に因るなり

第三章 一君主の國に於ても言ふ迄も無く君主總國の頭首として惟君一人政令理財の二大權を掌握を

第四章 國の頭首と事理宜しく躬自政令理財の大本を

統領を可し但才力り學あり政事練達し君子の參謀輔弼を要し而して君主の命令規定を制作し之を奉行せらるるに至ると貴賤諸等許多の官吏と論要用あり

第五章 各種官員の俸祿職掌を定め之を進退黜陟せらるるを總國主長の自任せらるる所あり

第六章 上章に掲ぐる總國主長の任とせらるる所の事を皆國家の大事件なれば須らく律法として定むる恒典若くは主長の政令より出づる命令を以て定むる格例に從て之を遵行し絶て人主一人愛憎の私を以て其間を行はざらるる事無らしむ可し此を天下總國の公益と兼て各員官吏の爲に實に必要あり

第七章 諸員官吏を右の恒典格例に依據し國主の命令を奉承し且其名號より由て官事を奉行し但其職務を致し誠實に忠實あり可きを其任せらるる所の責あり若夫否ざれば自其罪に服を可し

第八章 政令を獨律法を奉行せらるるのみならず國の爲に必要ある時を獨斷獨行して復律法の有無に關係せざらるる事あり而して國中一切諸人悉く政令の規定命令に服従せらるる事律法に服従せらるると同一あり可し是政令の權宜に可し然る可き耳

第九章 然りと雖政令を施行せらるるに當て宜しく律法の本旨條例に契合し毫も矛盾せらるる所無らし可し

第十章 理財即國家財用の政を其體二様有り甲を公法の體に屬し乙を私法の體に屬す

第十一章 國家立國の本意を達する爲に設る所の諸物用する所の諸事を供する費用あり此費用の管轄を皆公法の體あり

第十二章 其目三有り

第一 國民を役し貢物を納し税銀を征し是國家立國の本意を達するに必需の資用を備ふるが爲あり

第二 右の費用を國家の公事に供し譬を諸員官吏の俸祿等の如し

第三 國家公物の管轄公物とは通國公共の物として

一人の私有する非ざるを云ふ譬を政府衙門大學校等總て國人公有の設施馬頭道路橋梁運河津渡隄防海陸戰備砲臺軍艦戰具等の如し

第十三章 右公法の體に屬する理財を政令の一端ありと謂ふ可し

第十四章 國家惟平民私會と同様の業を爲し事あり此時其資用の經理を私法の體に屬す

第十五章 其目亦三有り

第一 人權物權の執行物を取て其所有と爲るの類あり約束の執結賣買を爲し物を借り入を備

ひ請負仕事を爲し金銀を貸借する類あり

第二 國家其私財を出し産業を興作し或は惟其私利を收め或は天下の公益を供し鐵路を創め工場を設る類あり

第三

國家所有の植貨田野山澤建築等總て恰地を云 動貨を畜類家什等總て運輸の管轄但此物天下の公益を供せしむ惟國家の私有する時を云ふ譬を國家の私田金銀貸附私會の入社及鐵路の材料等の如し

第十六章 私法の體は屬する資用の管轄を就ては國家も尋常平民も同じく民法の條例に違背する事能はず

第十七章 上章諸件の規則獨通國のみならず州邑に於ても同様は通行を可し

第十八章 州邑に於ても刑法の官に於て政令理財の官らる可く政令を一人或は一議政府の管轄に屬し理財を公法私法の兩體を存し可し

第十九章 然れども州邑の政令理財を宜しく總國の律法を唯尊し總國政令の管轄に從て之を行ふ可し

第五篇

司法

第一章 司法を國の平安を護り國中の非法非禮を防ぎ諸民の權利を保護し以て國の洪福を長むる方術中の尤ある者よして國家治道の一端と屬し

第二章 司法を類別して平常と非常の二種とす

第三章 平常の司法更よ之を類別して二種とす

甲 聽訟 此を諸民日用往來中其諸權諸義と關涉して生るる所の詞訟を聽決するを云ふ

乙 斷獄 此を刑律を犯せる人の罪科を裁斷するを云ふ

第四章 平常司法は於ては君主の名位を以て詞訟を聽決を其義君主の聽決と同ト而して司法の官即法士を君主の任する所あり

第五章 善く法を司り聽決するは必須あるを中正不偏として恒に律法を照して各人の權利を保護し不正不義横暴私欲を禁止するは在り

第六章 故に法士を能く其人を得能く法律を通じ可し且法院を毫も掣肘せらるる患なく自立して審る律法を守り可し是等の制を定め之を保護するも亦律法として須らく確然不拔あり可し

第七章 之が爲に至當の良方左の如し

第一 法士を任して終身官と居しむる事

第二 律法を掲ぐる法士俸祿の制を以てする事

第三 國家高會の其一より具呈する所の名簿中より法士を選任する事

第四 法士の職掌權義を詳記して條例とする事

第八章 詞訟犯罪の大小輕重を準じて各相當の法士あり律法を明白に之を指示を若夫人たり律法指示する所の法士は趣き訟んと欲する時を他人其意を戻り之を沮み止む可らざる

第九章 律法を定むる正員法士の外に臨時に法士を任して臨時に法院を設て臨時の訟獄を聽斷する事絶て無る

可一

第十章 司法院を制法院及び政府と眞に隔絶して特
自立を可一故に制法の官を能一切の律法を制定とれ共
兼て律法に準據して訟獄を聽斷する官と爲る可らば政
府の諸官員亦兼て方正中立の法士と可らざるあり

第十一章 法士を只管律法に據り以て訟獄を聽斷し毫
も律法の正邪當否を論を可らば又人なり法士に趣き訟
ふる時法士律法に詳し其事を載ざるを以て辭を作り
て其聽斷を拒む可らば

第十二章 法士批文中に其斷由を明記し人を一見
して左の二條を知しむ可一

甲 法士裁決する所の事實を審覈ししる事

乙 律法中何の章何の條を採用ししる事

第十三章 事實を審覈する事と明確ある證左を以てそ
可一

第十四章 證左とする所左の如し

第一 本人法士に對して爲る所の自首

第二 証人の辭或は其道に長ししる人の解明

第三 証左として出ししる文書

第四 事情の連結 蓋し連結を參考されが事實自
然に明白ありあり

第十五章 聽訟を法院の門戸を開き公然として之を行

ふ可し然れ共別は開門し難き故なり。時を之を閉づ可し。然と共批文より恒し詳し断由を記し、兆民に明示を可し。

第十六章 小事の聴訟を一法士之を司る。若夫其事大ふとは數法士列座し相互に討論を盡し衆口より從て之を決む可し。法臺中法 法士三名法府院大法 五名儀法院至高 七名乃至十二名。

第十七章 裁決既に定まり後訟者更に高等の法士に趣き覆實を請ふを許す可し。其を法士法を司る恒し正直綿密ありと雖或を誤謬を免まざる事あり故に此法を設くるあり之を越訴と稱す。

第十八章 非常の司法又之を二類に別つ

甲 軍法 此は海陸兵卒の罪科を驗治するあり
乙 有司の聴訟 此は有司中生る所の詞訟を裁判するあり

第十九章 非常の司法に於ても裁決公平中正あり可し。故に非常の司法亦謹て尋常司法の爲に上章に記し、條例を守り可し。

第二十章 然と共事情自異あるを以て二三の尋常條例に膠柱を可らざる事あり

第二十一章 軍法を殊に戦争の間は在ては速且厳あり可し。是軍中に於ては紀率尤嚴正にして士卒肅然とす。

能く將命を奉るるを要せらればあり故に推問裁斷共より尤簡便ある可し

第二十二章 軍法に於ては緊要なる將帥兼て部下の法士たる事特に須要あり帝然る而已ありは時勢之を要する時を將軍令を下し暫時平常律法を廢して一地に行きこれらざる事あり是將軍の特權あり譬ど守城中に軍法を布告するが如し

第二十三章 有司の詞訟を職務の爭論として即國政内の議論あり故に尋常法士の裁判に託し難く政府自之を裁決を可し是此詞訟政令殆一ふりて離る可らざるに因りあり

第二十四章 此時政府の依怙最負を防ぐ方法種々ある可し譬も裁決の前は當て中正公平ある國會大臣の議を取ら類あり

第二十五章 尋常民事の詞訟を雙方相談納得の上法院に赴きて平人の内有徳の君子に就て裁判を請ふを得是を判者と稱し此時判者律法の條例を照し或を唯仁義禮讓に基て之を斷ぎ是律法の許し所あり

第二十六章 判者の裁判法上の裁決と同一にして雙方共に之を奉守す可し

第六篇

刑法并治罪法

第一章 文教昭明ある列邦の國法論は從む刑法ハ方正中立の法士君主に代り君主の名位を用ひ律法を謹案して行ふ所あり

第二章 野蠻の俗に於ては刑即復讐の具として所謂惡を以て惡を報ふるあり故に屈害を受し人躬自其敵を刑し然らざれば子弟親眷之に代て刑を行ふと云ふ拉丁語のオニス即此義あり

第三章 文教半明ある國に於ては生殺與奪の權悉皆君主に在り故に若夫臣民君主の命令に違背し或は其視て

不善と為る所の事を行む之は刑を加ふ

第四章 文教昭明ある國は於ては平人私に加へざる惡業も國の治平を妨る一障害として之を視る治平を守るに君主の任あり故に之を罰するに即君主の任あり

第五章 文明の國は於ては刑罰を惡を以て惡は報ふ。具は非ぞ又君威を張り臣民の順従を要する具は非ぞ惟惡を未然に防く具と爲る耳

第六章 刑の本意は懲惡に在り就中惡人をよく復天下の患害を爲るものざるを以て尤其本意といふ

第七章 右此刑の本意を達する為は刑を設る事左の如くある可し曰く惡人を遠けて人間は交らざる可し

あり然とども一旦悔悟して善に歸る時を復人間に歸らしむる可し

第八章 故に刑を定め罪を擬する共は無益の醜酷を避く可し

第九章 刑を定むるは之を當る所の罪惡の品類狀情を察す可し本來刑の能く本意を達するを其嚴酷あるは非を却て其確あるはなり確とは何ぞ罪なれば刑必之に加ふる人絶て刑を免む事を僥倖し得ざるあり

第十章 犯惡の人も亦本國の住民として住民の權を有む此權を之を敬せざる有る可らば

第十一章 律法の條例は據を以て人を罪たりとし之は

刑を加ふる事絶て無可

第十二章 刑罰を加ふ可き罪科を律法に掲て明白に之を指示を可し律法に明示して罪科として刑罰を以て懲む可き所業の外を絶て罪科と為可らば

第十三章 何の罪科を何の刑罰に當ると云ふ事律法に掲記して明瞭ある可し又罪科を加ふるは律法に定むる所の刑罰を以てせざれば他の刑罰を以てざる事絶て無可

第十四章 惡業の有無及び人の罪有ると罪無きとを裁斷するは律法に指示する所の法士ある可し

第十五章 法士は罪人の推按を請ふ事宜しく律法所定

の條例に從ふ可し是は告訴へらるる人の權を保護し二は國家の權を保護するあり

第十六章 治罪を以て其專務とする官は此官屈害を被り一人の告訴を受理し且犯罪者を探索逮捕して之を法士に送り致さば以て其任とん

第十七章 右治罪の官法士に呈するは左に二証を以て可し

甲 惡事の所業あり証左

乙 犯人として法士に送る所の人罪惡を犯して証左

第十八章 犯人として告られたる人を以て法士の前に

優よ自陳理をも得せしむ可し若夫罪惡の証左猶未明
白ありざる時を未其人を正犯として視る可らざる

第十九章 左の憑據未著明ありざる間ハ法士未其人の
罪科を斷決を可らざる

第一 推按をも所の事之を刑律の例條に照らし刑
も可き罪科ある証

第二 犯人として告られざる人實に惡業を為し
る証

第二十章 証左を得る方法左の如し

第一 自首

第二 其道に巧ある人の解明及証人の辭

第三 証左の文書

第四 事情の連結

第二十一章 告らざる人の自首を本心の情實を吐露
する者ある可し而して猶且他の憑據と契合して始めて証
左として取用可し

第二十二章 拷問を加へ或ハ誘問して首伏せしめざる
自首を証左とするに足らざる

第二十三章 一旦罪科決定せる人更に高等の法士に赴
き覆治を請ふを得る事尋常の詞訟と同し可し

第二十四章 若夫罪狀既に極り最早越訴を可らざる時
に治罪の官之に任して尤速に其刑を其人に加ふ可し

第二十五章 犯罪の批文を君主の名位を以て之を作ると雖も君主特よ其罪を赦し或も其刑を減し之を輕きと從しむる權を有る之を特赦の權と稱す

第二十六章 特赦の權亦是無る可らば其理左の如し

第一 法士の律法を司る極て慎重綿密ありと雖も然れ共或も誤て無罪を有罪とせざる事其絶て無きを保ち難し

第二 文教日進し時論月新しと休む法士の法を司るは惟律法よ是據る律法も重を持つ故よ其斷罪復時論よ合せざる事間亦是あり(彼國りては時論既よ死刑を以て刑理よ悖れ

りと云ひ世務も亦之を要せざると云ふ故よ新律大抵死罪を廢して二十年乃至二十五年間懲惡院よ入る若其未廢せざる者を大抵特赦し從て死一等を減せんと云ふ

第三 犯人の所業律法の嚴文よ從む宜しく重刑を加ふ可しと雖も然も其情意憐む可く恕を可き事亦是あり

第二十七章 君主又法士の推按を半途よりて停止し或も罪人の追捕を一切廢閣せしむる權を有る甲を傳問の權乙を措不問の權と稱し理特赦の權よ同一

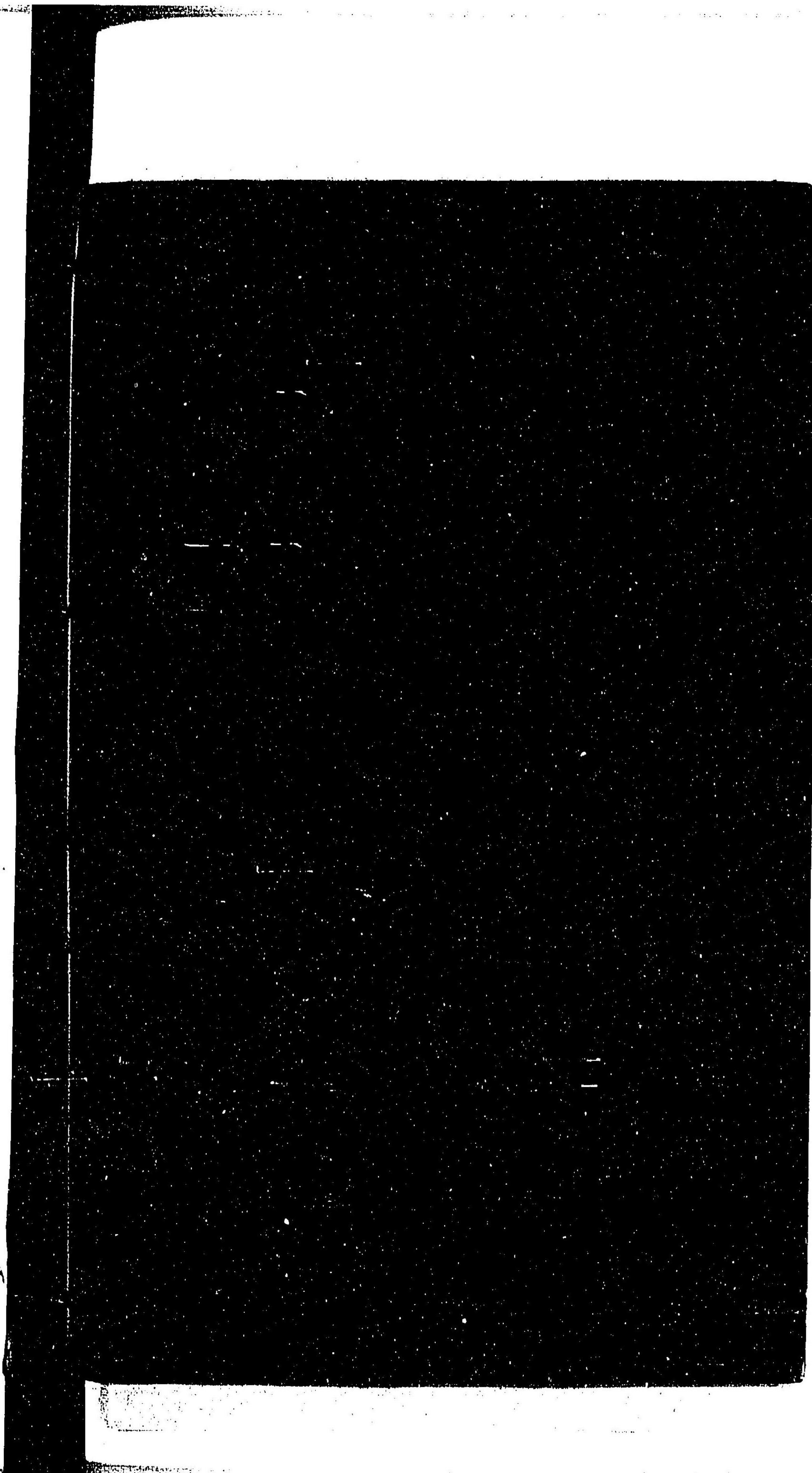
第二十八章 諸國よ於て死刑或も身の大恥辱と為る刑

を受く可き重罪なり。時々當りて先其人の罪はる土罪無
きと裁断せらるる法士の職は非もしく却て國民の徳望は
る人數名商議して定る所より之を断士又誓士と稱せ然
る時を法士の職を惟律法に照して其當刑奈何を決せら
る耳

第二十九章 犯人獨國家の刑を受るのみあらず兼て又
其曾て害を加へたる人又相當の償を為す可し返償の金
額を害を受たる人の訟に因て法士の裁定せらる所なり但
此ハ私法の條例に屬せり

第三十章 文明の諸國は於てと一種の官人なり罪惡を
探索せらるを以て其職は巡察の官是あり蓋巡察の監察
を兼て惡行を未萌に防く一良方と謂ふ可し
第三十一章 然りと雖政府巡察を用ひ良民正當の行事
自在を鉗制せらる一器とせらる事絶て是無る可し

泰西國法論卷一終



泰西國法論

特39

68

館書圖京東	
函三一	門新
架四	部一一
號一八八四	類

甲
四
四
全

031599-001-0

特39-68

泰西國法論

シモン・ヒッセリング/著

M8

BBE-0221

